ぷらら光パック with フレッツ 利用規約

第 1 条 総則

1. 株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」という）は、NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東日本」という）が提供する IP 通信網サービスのうち、当社が別に定めるサービス種類（以下「フレッツ」という）を契約するぷらら個人会員(以下「会員」という)を対象として、当社が提供するインターネット接続およびそれに付随する付加サービスにかかる料金（以下「ISP 料金」という）と、NTT 東日本が提供するフレッツとそれに付随する付加サービスの利用料金等相当額を合算し、請求することを目的としたサービスを提供するために「ぷらら光パック with フレッツ利用規約」（以下「本利用規約」という）を定め、「ぷらら光パック with フレッツ」（以下「本サービス」という）を提供します。

2. 本利用規約はその発効を以って会員に適用します。

第 2 条 本利用規約と他規約・約款の関係

1. 本利用規約は、ぷらら会員規約の一部を構成するものとし、本利用規約に規定されていない事項については、ぷらら会員規約を適用します。

2. 会員が、本サービスを利用するにあたって利用するフレッツおよびフレッツに付帯する付加サービスについては、NTT 東日本の当該サービス契約約款を適用するものとします。

第 3 条 本利用規約変更・廃止

1. 当社は、次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本個別規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

（1） 本個別規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

（2）本個別規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 4 条 コースの設定

1. 当社は、本サービスについてフレッツの種類ごとに、別に定める複数の料金コースを設定します。

第 5 条 利用申し込み

1. 会員が本サービスの利用を申し込む場合、本利用規約を含む「ぷらら会員規約」に同意が必要です。

2. 会員は、当社が設定したコースから 1 つに対し、申し込みが出来るものとします。

3. 会員は、申し込んだコース以外に本サービスの他コースを含むその他のぷららのコースを重複して、申し込み・契約することはできません。

第 6 条 手続きの代行

1. 当社は、会員のフレッツに係る申し込みについて、手続きの代行を行います。

2. 本サービスの利用にあたり、NTT 東日本または NTT 西日本のフレッツ・v6 オプションの申し込みが必要な場合があります。当社は、会員のフレッツ・v6 オプションの申し込みについて、手続きの代行をできるものとします。（フレッツ・v6 オプションの利用料、手数料等はかかりません）

第 7 条 本サービスの適用および解約

1. 本サービスの適用

当社は会員および会員の契約情報が、以下の各号すべてを満たした場合、本サービスを適用します。
(ア) 本サービスの利用申し込みがあること。
(イ) 本サービスの利用申し込み時に契約済または契約するフレッツの契約情報のうち、当社が指定する情報を当社に通知すること。
(ウ) ぷららへの接続に前号(イ)のフレッツを利用すること。
(エ) 当社が保持する会員の本サービスの契約状態と、NTT 東日本が保持する会員のフレッツ利用料金等払い宛変更情報が一致すること。
(オ)会員または会員の利用するフレッツについて、次の 1)から 4)のいずれにも該当しないこと。
1) フレッツ等月額利用料金の消費税について、免税扱いとなっている大使館及び大使等の場合
2) フレッツ・グループアクセスの月額利用料金の請求方法が管理者一括請求の場合
3) 学校向け特別割引プラン(スクールタイプを含む)の場合
4) フレッツの口座振替のお知らせ方法に NTT 東日本の@ビリングをご利用の場合

2. 本サービスの解約

会員が本サービスの契約を解約する場合、当社に解約申し込みをする必要があります。当社は会員および会員の契約情報が、以下の各号のいずれかに該当していることを知った場合、本サービスの契約を別記に示す、それまで利用しているぷらら光パック相当のぷらら光セットへ変更するか、解約する場合があります。ただし、以下の各号が会員の責に拠らないと判明した場合、本サービスの解約を取り消す場合があります。
(ア) 会員が本サービスの解約または当社からの退会を申し込んだ場合
(イ) 会員が前号(ア)を経ず、フレッツの契約を解除した場合
(ウ) 前項 1(エ)の情報が一定期間、不一致になった場合
(エ) 前項 1(オ)の 1)～4)のいずれかに該当すると判明した場合
(オ) その他当社が、サービス解約が適当と判断した場合

第 8 条 料金等の情報

1. 会員は、フレッツの利用料金明細を含む請求書を NTT 東日本から当社が受領することにあらかじめ同意していただきます。
2. 会員は、当社が前項で受領した請求書に基づき、会員に代わり NTT 東日本に支払うことにあらかじめ同意することとします。
3.会員は、会員のフレッツ等利用情報について、NTT 東日本から当社に対して次の内容を通知することをあらかじめ同意することとします。
(ア) フレッツ等サービス利用情報
(イ) フレッツ等請求明細情報
(ウ) フレッツの開通・異動の内容(個人に関わる情報は含まれません)
4. 前項 3 の(イ)はぷらら利用月に対して、前月以前の利用料となります。
5. 本サービスの請求に含まれるフレッツ利用料金は NTT 東日本が展開するフレッツ等の料金プランおよび料金施策(賠償、臨時の減免措置を含む)が適用されるものとします。

第 9 条 料金の請求

1. 本サービスの利用料金は、会員のぷらら利用料金と第 8 条 2 項で当社が会員に代わって NTT 東日本に支払ったフレッツの利用料金及びそれに付帯する付加サービスの利用料金を合算したもの(以下、「パック料金」という)です。
2. パック料金は、当社が別に定めるものとします。
3. 当社は、会員の契約状態により、パック料金を構成する内訳を分割して請求する場合があります。

4. 当社はぷらら利用状況および第 6 条 1 項に基づく請求明細情報に基づき算定されたパック料金を会員に請求するものとし、会員はこれを当社に支払うものとします。
5.次の NTT 東日本のサービスについては、NTT 東日本の当該サービス契約約款に基づき、NTT 東日本または NTT ファイナンス株式会社（以下「NTT ファイナンス」という）から利用者へ直接請求され、会員はこれらを支払うものとします。
6. 当社は会員が本サービスの適用を受けた日を起算日として、本サービスの利用料金を算出します。
7. 会員がフレッツを契約済みで本サービスへの申し込みを行った場合のパック料金は、翌月 1 日より適用を開始します。
8. 会員は、本サービスの適用外となった場合であっても、その当月利用分は翌月以降、当社が別に定める方法により請求し、お支払いただきます。
9. 本サービスの適用が出来なくなった場合、又は本サービス解約後も継続してフレッツおよびそれに付帯する付加サービスを利用する場合、フレッツ等利用料金の当社による合算を停止し、相当額を NTT 東日本または NTT ファイナンスから利用者へ直接請求するものとします。
10. 本サービス利用期間中において、会員が当社への通知なく、フレッツの廃止手続きをした場合は、廃止工事日の属する月を以って、本サービスの適用外とし、廃止工事日の属する月のパック料金は、翌月以降請求させていただきます。また、廃止工事日の属する月の翌月 1 日を以って、別記に示す、それまで利用しているぷらら光パック相当のぷらら光セットへ変更する場合があります。この場合フレッツおよびそれに付帯する料金は NTT 東日本または NTT ファイナンスからの直接請求となります。
11. 本サービス利用期間中において、会員がフレッツの名義変更を行った場合には、変更手続き完了日をもって、本サービスの適用外となり、変更手続き完了日の属する月のパック料金は、前 2 項により、翌月以降、ご請求させていただきます。また、変更手続き完了日の属する月の翌月 1 日を以って、別記に示す、それまで利用しているぷらら光パック相当のぷらら光セットへ変更する場合があります。この場合フレッツおよびそれに付帯する料金は NTT 東日本または NTT ファイナンスからの直接請求となります。

附則
本利用規約は、2008 年 7 月 1 日より効力を有するものとします。
本利用規約は、2009 年 6 月 1 日より改定発効します。
本利用規約は、2009 年 11 月 1 日より改定発効します。
本利用規約は、2012 年 8 月 1 日より改定発効します。
本利用規約は、2019 年 3 月 11 日より改定発効します。
本利用規約は、2019 年 10 月 1 日より改定発効します。
本利用規約は、2020 年 3 月 31 日より改定発効します。
本利用規約は、2022 年 7 月 1 日より改定発効します。
本利用規約は、2025 年 7 月 1 日より改定発効します。
本利用規約は、2026 年 4 月 1 日より改定発効します。
改定に伴い、「ぷらら光 IP 電話パック with フレッツ」をご契約の会員は「ぷらら光パック with フレッツ 」へ、「ぷらら光トリプルパック with フレッツ」をご契約の会員は「ぷらら光 TV パック with フレッツ 」へ契約が変更となります。

別記

第 7 条 2 項、第 9 条第 10 項、第 11 項に該当する場合の契約の変更先と月額 ISP 料金について

1. フレッツの品目がホームタイプの場合

【税込】

変更前の契約	変更前の月額 ISP 料金	変更後の契約	変更後の月額 ISP 料金
ぷらら光パック with フレッツ	1,100 円	ぷらら光セット	1,320 円
ぷらら光 TV パック with フレッツ ＊	990 円	ぷらら光 TV セット ＊	1,210 円

＊ 別途契約している「ひかりTV」（旧 4th MEDIA）のプランに応じた料金が加算されます。

2. フレッツの品目がマンションタイプの場合

【税込】

変更前の契約	変更前の月額 ISP 料金	変更後の契約	変更後の月額 ISP 料金
ぷらら光パック with フレッツ	880 円	ぷらら光セット	1,045 円
ぷらら光 TV パック with フレッツ ＊	770 円	ぷらら光 TV セット ＊	935 円

＊ 別途契約している「ひかりTV」（旧 4th MEDIA）のプランに応じた料金が加算されます。

※「2. フレッツの品目がマンションタイプの場合」の ISP 料金は 2010 年 1 月 1 日から適用する料金で記載しています。